

# 社会福祉法人 曙保育園

## 土砂災害に関する避難確保計画

### 1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、社会福祉法人曙保育園近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、社会福祉法人曙保育園に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

### 2 [防災体制に関する事項]

#### (1) [各班の任務と組織]

##### 1) 各班の任務

###### ① 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

###### ② 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

###### ③ 避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

##### 2) 組織図

###### 図-1 職員の役割分担

施設統括施設管理者 [施設長 有馬将史]

指揮班

班員：当日出勤する全ての職員

情報収集班

班員：当日出勤する全ての職員

避難誘導班

班員：当日出勤する全ての職員

### 3) 参集基準

表1 参集基準

### 4) 連絡網

口頭又はモバイルメール

### 5) 関係機関緊急連絡先

表2 関係機関緊急時連絡先

判断基準 主な業務内容 対応者

参集準備（当日出勤職員全員）

- ・ 台風接近が予想される場合
- ・ 大雨が予想される場合
- ・ 気象情報等の情報収集

当日出勤職員参集

- ・ 大雨警報が発表された場合
- ・ 気象情報等の情報収集
- ・ 避難準備
- ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合
- ・ 避難準備・園児等避難

勧告等が発令された場合（当日出勤職員全員）

- ・ 気象情報等の情報収集
- ・ 関係行政機関等への連絡・通報
- ・ 避難誘導

(2) [事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、翌日の保育の中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

表2 主な情報及び収集方法

収集する情報 収集方法 施設職員共有方法

気象情報 市役所等

テレビ・インターネット

メール等

土砂災害警戒情報 市役所等

テレビ・インターネット

メール等

避難勧告等

・避難準備・園児、職員避難開始

・避難勧告

・避難指示等

市役所等

テレビ・インターネット

メール等

情報伝達の内容・連絡先等

報告対象

報告先

前兆現象 情報収集班 FAX 岩国市役所危機管理課防災班、消防等

被害情報 情報収集班 FAX 岩国市役所危機管理課防災班、消防等

避難準備等について

・避難誘導班 口頭(園児) モバイルメール(保護者)

・電話、FAX 岩国市役所危機管理課防災班、消防等

避難開始等について

- ・避難誘導班 口頭(園児) モバイルメール(保護者)
- ・電話、FAX岩国市役所危機管理課防災班、消防等

### 3 [避難誘導に関する事項]

#### 1) 避難誘導等

岩国市指定緊急避難場所へ避難誘導する。

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、園内の待避場所(以下、第一避難所)、園舎の裏山中腹(以下、第二避難所)、送迎用駐車場(以下、第三避難所)、園舎の裏山(以下、第四避難所)に待避する。別紙1、別紙2

立ち退き避難が危険な場合は、園舎屋上階へ避難誘導する。

別紙2

#### 2) 避難基準

##### ① 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備・乳幼児等避難開始の発令

##### ② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

#### <土砂災害の前兆現象>

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ 地鳴りがする。

### 3) 避難方法

#### ① 岩国市指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ 岩国市指定緊急避難場所までの移動は、徒歩によるものとする。
- ・ 施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

#### ② 施設内避難の場合

- ・ 施設の屋上階への避難は、徒歩によるものとする。
- ・ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

### 4) 避難経路

#### ① 指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ 曙保育園の裏山の避難場所までの移動は、市道経由とする。  
(経路図は、別紙1、別紙2のとおり)

#### ② 施設内避難の場合

- ・ 施設館内の避難経路は施設外側の階段とする。  
(経路図は、別紙2のとおり)

### 5) 施設周辺や避難経路の点検

#### ① 施設周辺の点検

- ・ 第一避難所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・ 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

#### ② 避難経路の点検

- ・ 第一避難所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

### 6) 避難の実施

- ・ 避難にあたっては、避難開始を口頭等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。
- ・ 保護者へは「モバイルメール」により周知する。

## 4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]

- 1) 停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表3に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表3 避難確保資器材等一覧

## 5 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

### 1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

### 2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（乳幼児の月齢や年齢に応じた避難手法、避難方法など）

### 3) 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね1回行う。

- ① 新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

表1 表1 参集基準

体制	基準	対応職員	摘要
準備体制	1 次の注意報、警報のうち、いずれかが発表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報 2 1のほか、園長がこの体制を命じたとき。	出勤中または出勤予定の職員全て。	各種情報の収集及び連絡活動を行う。
警戒第一体制	1 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 2 1のほか、園長がこの体制を命じたとき。 ※状況により災害警戒本部に移行する。	出勤中または出勤予定の職員全て。	各種情報の収集及び連絡活動を行う。
警戒第二体制	曙保育園災害警戒本部体制 1 警戒第一体制をとるべき警報が発表され、園長が被害発生の危険性等を勘案し、この体制をとるべきことを命じたとき。 2 大雨警報かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報で土壌雨量指数基準を超過、もしくは土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ※避難勧告発令時には、災害対策本部に移行する。	出勤中または出勤予定の職員全て。 ※当日出勤予定ではない職員は、自宅待機とし、必要な際は園長	・災害対策全般 ・電話対応全般 ・子ども支援課、危機管理課への連絡・対応 ・現地調査（2名で行動） ・上下水道設備調査 ・各クラスの点検 ・避難場所での安全対策 ・避難場所用資機材等の搬入（毛布、非常食等）

<p style="text-align: center;">非 常 体 制</p>	<p>曙保育園災害対策本部体制</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害が発生し、市内の広範囲にわたって大規模な被害が予想されるとき。</li> <li>2 災害救助法が適用される災害が発生したとき。</li> <li>3 特別警報が発表されたとき。</li> </ol>	<p>出勤中または出勤予定の職員全て。</p>	
<p style="text-align: center;">救 助 体 制</p>	<p>曙保育園災害対策本部体制</p> <p>災害救助法が適用される災害で、救助関係以外の組織は特に体制をとる必要がなくなったとき。</p>	<p>園長の指示する職員。</p>	
<p style="text-align: center;">特 別 体 制</p>	<p>特別な災害が発生し、園長がこの体制を命じたとき。</p>	<p>園長の指示する職員。</p>	

表2 関係機関緊急時連絡先

情報	機関	機関名	電話番号
行政	消防	岩国地区消防 組合消防本部	31-0119
	警察	岩国警察署	24-0110
	岩国市	保育幼稚園課 保育班	29-5077 (電話) 22-1261 (FAX)
		危機管理課 防災班	29-5119 24-4213 (代表FAX)
	山口県	子ども政策課	083-933-2740
ライフ ライン	電話	NTT西日本	113 0120-444-113
	電気	中国電力(株)	0120-610-763
	水道	岩国市水道局	22-3711
	ガス	高山石油ガス(株)	21-5556
	インターネット	(株)アイ・キャン	0120-189-234
気象情報	気象	下関地方気象台	083-234-4007
交通情報	道路	日本道路交通 情報センター	083-922-6622
	鉄道	JR岩国駅	0570-666-318
		JR西岩国駅	0570-00-2486
医療	内科	にしみ内科 クリニック	44-2437
	歯科	むねまさ歯科 クリニック	43-6480
	眼科	小幡眼科	43-0245

表 3 避難確保資器材等一覧

<p>情報収集・伝達</p>	<p>テレビ ラジオ タブレット ファックス スマートフォン スマートフォン用バッテリー 懐中電灯 乾電池</p>
<p>避難誘導</p>	<p>名簿（施設職員、保護者） 案内旗 タブレット スマートフォン スマートフォン用バッテリー 懐中電灯 乾電池 携帯型拡声器 電池式照明器具 防災頭巾 電動アシスト付き避難車 乳児用紙おむつ 常備薬 施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具</p>

岩国市指定緊急避難場所へ避難誘導する。

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、近隣の待避場所園舎の裏山（以下、第一避難所）に待避する。

立ち退き避難が危険な場合は、園舎屋上階へ避難誘導する。

指定緊急避難場所へ避難の場合

・ 曙保育園の裏山の避難場所までの移動は、市道経由とする。

（経路図は、別紙1のとおり）

② 施設内避難の場合

・ 園内の避難経路は施設外側の階段とする。

（経路図は、別紙2のとおり）

別紙 1